

## 博物館法施行細則

令和5年4月1日  
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(博物館登録申請)

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

(変更の届出)

第3条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（様式第2号）によりするものとする。

(定期報告)

第4条 法第16条の規定による定期報告は、毎年1回、8月1日から同月末日までの間に行うものとする。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

(博物館の廃止の届出)

第5条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第3号）によりするものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第2項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第12条第1項の規定により、博物館の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所	名 称	
	住 所	
登録を受けようとする博物館の名称及び所在地	名 称	
	所在地	

- (添付書類) 1 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 3 その他教育委員会が必要と認める書類

(様式第2号) (第3条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第15条第1項の規定により、博物館登録事項を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

博物館の名称		
変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
備考		

(様式第3号) (第5条関係)

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第20条第1項の規定により、博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した博物館の名称	
廃止した博物館の所在地	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃止後の財産の処理	